

令和7年2月4日

千葉市教育委員会
千葉市立[]中学校長

重大事態調査報告書

千葉市立[]中学校
校内調査委員会

1 校内調査委員会構成員（令和5年度）

校長	[]
教頭	[]
教諭 教務主任	[]
生徒指導主事（3学年副担任）	[]
教育相談主任（3学年副担任）	[]
学年主任 3年（3年[]組担任）	[]
2年	[]
1年	[]
特別支援学級主任	[]
3学年職員（3年[]組担任）	[]
（3年[]組担任）	[]
養護教諭	[]
スクールカウンセラー	[]
第3者性を確保できる構成員	[]
	[]

※ 以降の記載では、特段の記載がない場合は、学年・組等は、令和5年度当時を前提とする。

2 校内調査委員会の活動経緯

（1）申立の概要

令和5年9月21日（木）夕方、被害生徒Aが、100錠以上の風邪薬を服薬した。夕食時に、母親が異変に気づき、[]病院を受診、そのまま入院となった。その際、Aが母親に「いじめられている。」と訴えた。22日（金）、母親から連絡があり、学校が事案を把握。同日、校内いじめ対策委員会において、いじめと認知した。2週間ほどで退院した後、Aからいじめの内容について聞き取りを行った。いじめを行ったとされる生徒B、C、D、E、F、Gや周囲にいたと思われる生徒からの聞き取りをもとに事実確認を行った。

当該事案が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にある、生命心身財産重大事態に該当すると考え、本件は「重大事態」に当たると受け止めた。

（2）調査委員会の調査の対象

- ①令和5年度 千葉市立[]中学校に勤務していた教職員
- ②いじめを受けている生徒A（3年[]組）
- ③いじめを行ったとされる生徒B、C、D、E、F、G（いずれも3年[]組）
- ④A～Gが所属する3年[]組の生徒

(3) 調査委員会における調査・審議の過程及び概要

①調査・審議の経過

- 令和6年1月10日(水) 校長が千葉市教育委員会へ、いじめ重大事態として申し立てを行った。千葉市教育委員会事務局いじめ等調査委員会での「調査主体を学校とする」との判断を受け、校内に調査委員会を設置した。
- 令和6年1月19日(金) 校内調査委員会設置・第1回調査委員会
調査委員会の設置の目的の確認
現状の確認及び今後の対応策の検討
- 令和6年1月24日(水) 第2回校内調査委員会
調査や対応についての検討
- 令和6年2月29日(木) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会(臨時会)
本事案のこれまでの調査内容や対応について確認・検討
- 令和6年3月12日(火) 重大事態申し立てに係る追加聞き取り調査実施

②概要

令和6年1月19日、第1回調査委員会で本調査委員会による調査を開始するに当たり、学校いじめ防止基本方針に基づいた学校の対応について全職員で共通理解を図った。

本調査委員会では、Aが同学級の6名の生徒(B、C、D、E、F、G)からの悪口が原因で多量の風邪薬を服薬し、生命、心身又は財産に重大な被害が生じ、いじめの重大事態に陥ったことについて学校対応の問題点を明らかにし、その問題点の改善といじめの再発防止を目的として活動を行うことを確認した。

調査の方向性として、本件について、これまで臨時いじめ問題対策委員会として行ってきた調査等の対応に不十分な点がなかったか、生徒の支援や指導、保護者への対応や病院等の外部機関との連携の実態を検証し、今後の学校対応の改善策といじめの再発防止を図ることを確認した。

さらに、調査委員会設置の目的や現状を再確認するとともに、これまで臨時いじめ問題対策委員会として対応してきた調査や指導等について不足がないか確認をした。また、今後の対応について検討した。

令和6年1月24日、第2回調査委員会では、A及びその保護者からの要望である、関係者への聞き取り等の内容に関する回答書面への記載の仕方について検討を行った。

令和6年2月29日、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会(臨時会)では、第3者性を確保できる構成員による追加調査の実施及び調査実施後に同構成員も参加して調査報告書を作成することを確認し、同年3月12日、同構成員による教職員に対する追加の聞き取り調査を実施した。

3 申し立て事案に関する事実関係と評価

(1) 事実関係について

(事実関係・対応整理表)

いじめを受けた生徒 A(3年■組)

いじめを行ったとされる生徒 B、C、D、E、F、G(3年■組)

No	発生日時	いじめの行為及び経緯	評価	認定
1	令和5年 1月11日	自然教室の帰りのバスの中で「死ね」「[]消えろ」という悪口を言われた。	自然教室の帰りのバスの中で「死ね」「[]消えろ」と悪口を言われた旨いじめ被害を申告した件では、B～Gの6名、同乗していた職員3名、また学級全体に記述式によるアンケート及び聞き取りをしたが、Aが被害を申告したいじめに係る事実やこれに類するような事実は確認できなかった。	認定 でき ず
2	時期不明	学校生活の中で、廊下で通りすがりに「きもい」と言われた。	学校生活の中で通りすがりに「きもい」と言われた旨いじめ被害を申告した件では、B～Gの6名、また学級全体に記述式によるアンケート及び聞き取りをしたが、Aが被害を申告したいじめに係る事実やこれに類するような事実は確認できなかった。	認定 でき ず
3	時期不明	給食の配膳準備中に顔を向けただけで「見てるぞ」「見られてるぞ」と言われた。	給食の配膳準備中に顔を向けただけで「見てるぞ」「見られてるぞ」と言われた旨いじめ被害を申告した件では、B～Gの6名、また学級全体に記述式によるアンケート及び聞き取りをしたが、Aが被害を申告したいじめに係る事実やこれに類するような事実は確認できなかった。	認定 でき ず
4	令和4年10 月ごろ	Aの視線に関して、「男のお尻を見ている。」「〇回見てたよ。」と言われた。	Aの視線に関して、「男のお尻を見ている。」「〇回見てたよ。」と言われた旨いじめ被害を申告した件では、D、G、Fの3名に聞き取りをしたが、Aが被害を申告したいじめに係る事実やこれに類するような事実は確認できなかった。	認定 でき ず
5	令和5年 9月	合唱コンクールの練習で、男子の前に並んでいる時に、ストレスでお腹の調子が悪くおならをしてしまったことがある。その時に「ビートボックス」と言われた。	合唱コンクールの練習時におならをしてしまった際、「ビートボックス」と言われた旨いじめ被害を申告した件では、学級全体に記述式によるアンケート及び聞き取りをした。合唱コンクールの練習の時にふざけて実際にビートボックス（口で音を出すこと）をしていた生徒や、その際に生徒から「ビートボックス」との発言があったことは確認できたが、ビートボックスという行為に対する発	認定 でき ず

			言であって、Aに対する発言としてなされた事実、すなわち、Aが被害を申告したいじめに係る事実は確認できなかった。	
6	令和5年 9月21日	放課後の合唱練習で移動があった際、第二体育館の下駄箱付近でひどくからかわれた。	第二体育館の下駄箱付近でからかわれた旨いじめ被害を申告した件では、B～Gの6名、また学級全体に記述式によるアンケート及び聞き取りをした。確認できた事実としては、放課後の合唱練習を第二体育館にて行うことがあった際に上履きを忘れた生徒が学校へ取りに戻ろうとしたところ、職員から時間がないためそのまま第二体育館へ行くよう伝えられた。その際に「靴下が汚れると家に入れてもらえない」旨の発言をする生徒に対して職員が「自分で洗えばいい」旨発言し、生徒が当該職員に対し「これっていじめじゃないか」という趣旨の発言があったことは確認できた。もっとも、Aに対する発言としてなされた事実、すなわち、Aが被害を申告したいじめに係る事実は確認できなかった。	認定 でき ず

(2) 学校の対応

No.1 B～Gの6名に、生徒指導主事・3学年主任が事実確認をしたところ「言っていない」「聞いていない」「覚えがない」「話していない」とのことだった。当時、バスに同乗していた担任及び当時の教頭、当時の副担任に確認したが、聞いていないとのことだった。Aのバスの座席の周囲に座っていた生徒からも聞き取りを行ったが、「死ね」「消えろ」という発言は確認できなかった。学級において記述式によるアンケート調査及び聞き取りを行ったが、誰も聞いていないとのことだった。この件についてA及び保護者へ令和5年11月16日に報告した。また、令和6年1月12日にB及び保護者に確認したが、「Aに対して悪口を言ったことはない」とのことだった。このことについて、A及び保護者へ令和6年2月5日に改めて報告した。

更に、令和6年1月24日にC及び保護者に確認したが、「友達同士では使ってしまったことはあるが、Aには言っていない。使っていない。」とのことだった。このことについて、A及び保護者へ令和6年2月5日に改めて報告した。

No.2 B～Gの6名に、生徒指導主事・3学年主任が事実確認をしたところ「思い当たらない」「あまり話さない、からかいもない」「ない」とのことであった。学級でも記述式によるアンケート調査及び聞き取りを行ったが、誰もその悪口を聞いていないとのことだった。この件についてA及び保護者へ令和5年11月16日に報告した。

また、令和5年12月21日に生徒指導主事がG及び保護者に確認したが、「言った覚え

はないが、違う人に言ったことやタイミングでそう思われてしまったのかもしれない。」とのことだった。このことについて、A及び保護者へ令和6年2月5日に改めて報告した。

No.3 B～Gの6名に、生徒指導主事・3学年主任が事実確認をしたところ「初耳」「ない。絶対にない」「関わりがないから言っていない」「給食委員の仕事をしているためわからない」とのことであった。学級でも記述式によるアンケート調査及び聞き取りを行ったが、誰もその悪口を聞いていないとのことだった。この件についてA及び保護者へ令和5年11月16日に報告した。

No.4 令和5年12月20日にAがD及び保護者に確認したが、「覚えていない」「言っていない」「Aとは接点がない」とのことだった。

また、令和5年12月21日に生徒指導主事がG及び保護者に確認したが、「言った覚えはないが、違う人に言ったことやタイミングでそう思われてしまったのかもしれない。」とのことだった。このことについて、A及び保護者へ令和6年2月5日に改めて報告した。

更に、令和5年12月22日に生徒指導主事がF及び保護者に確認したが、「Aの行動に対して言ったことはない」「勘違いさせてしまったのかもしれない」とのことだった。このことについて、A及び保護者へ令和6年2月5日に改めて報告した。

No.5 学級において記述式によるアンケート調査及び聞き取りを行った。曲に合わせてふざけてビートボックス（口で音を出すこと）をやっている生徒が複数名いたことや、「ビートボックス」という発言があったということは確認できたが、Aに対しての言動であることは確認できなかった。この件について、A及び保護者へ令和5年11月16日に報告した。

No.6 B～Gの6名に、生徒指導主事・3学年主任が事実確認をしたところ「からかっていない」「聞いていない」「他の友達と先に行き、その場にいなかったからわからない」「知らない」とのことであった。その場にいた担任に確認したが、上履きを忘れた生徒何名かとやり取りはしたが、鮮明な記憶はないとのこと。学級において、記述式によるアンケート調査及び聞き取りを行ったが、Aをひどくからかうような発言を聞いた生徒はいなかった。この件についてA及び保護者へ令和5年10月26日に報告した。

事案No.1～6について、調査によって、いずれもAが被害を申告したいじめに係る事実は確認できなかった。しかし、今回の調査における学級全体への記述式によるアンケート及び、聞き取りの結果、当該学級の生徒間には、悪口や陰口などを言うことが日常化していたと認められた。

4 校内調査委員会の見解

校内調査委員会としては、令和4年10月ごろに発生した事案から、令和5年1月の事案、令和5年9月の事案（2件）、令和5年（時期不明）の事案（2件）までの6つの事案について検証した。いじめを行ったとされる6名の生徒及び学級への記述式によるアンケート調査及び聞き取り調査を行ったが、どの事案においてもAの訴える内容を確認することはできなかった。

組織的な対応としては、令和5年9月22日に訴えがあつて以降、臨時いじめ問題対策委員会や関係職員による打合せ等を、随時、行うことで、役割分担や情報の共有、対応策の検討等について丁寧に行うことができたと考えている。

初期対応としては、担任や教育相談主任、学年主任が、夏休み明けにAの様子の変化に気付き、休み時間などに一人であるAに声を掛けるなど、個別にアプローチをしたり、学年内で情報を共有

したりを行っていた。しかし、その対応に加え、教育相談部会などでも取上げ、より多くの職員で情報を共有し、個別の対応について検討がなされていれば、入院を伴う重大な事態が発生する前に何らかの対応ができた可能性があったと考えられる。

また、学級への聞取り等の調査からわかったような、人を傷つけるような発言が日常的に飛び交い、Aが悪口を言われていると感じるような状況が学級内にあったこと、その状況を改善できなかったことは反省点として真摯に受け止めなければならない。そして、聞取り等の調査を行うに当たり、実施の方法や対象者等の検討、実際の聞取り等に時間がかかったことで、いじめ重大事態の申立てに至るまでに遅れが生じたことに関して、学校としての対応が十分ではなかったと考えている。

本事案について校内調査委員会で確認した、Aに対して十分な教育相談の対応がなされていなかった点、また、当該の学級で悪口などが常態化している状況を改善できなかった点に関して、全職員で共有するとともに、より組織対応力を高めていくことを急務としていく。

5 再発防止に向けての方針

今回の重大事態を受け、以下の3点の取組を学校において行い、再発防止に努める。

(1) 教育相談の時期や回数等の精選を検討する。

- ・長期休業明けに「教育相談シート」を活用し、心配なことや悩むこと等の聞取りを全校で行う。「友達に関すること」「学習に関すること」「家族に関すること」「学校生活全般に関すること」等について聞き取り、個別の教育相談につなげていく。

- ・時期に関係なく、いつでもいじめを含む悩み事を相談できるカウンセラーやカウンセリングルームの存在を、生徒や保護者に周知する。

(2) 安心して過ごせる学級の雰囲気づくりに取り組む。

- ・道徳では、「思いやり、感謝」「相互理解、寛容」等の学習において、より身近な教材や題材を扱い、より自分事として捉えることができるようにする。特別活動では、人間関係作りや相互理解に関する学習に取り組ませていく中で、コミュニケーション力や他者理解力を高めていく。また、学習で学んだことを学校生活において活用できるように生徒同士の関わりの中に教員が積極的に介入していくようにする。

- ・いじめに対する正しい知識や対処方法を身に付けるための全生徒対象のいじめに関する授業を実施する。

(3) いじめに関するスキルアップを図る。

- ・教員のスキルアップのために、要請訪問において、いじめに関する研修を実施することで基礎、基本に関して再確認するとともに、いじめのない学級経営のための予防的な対応力を高める。